

上水道保守点検整備等委託共通仕様書

令和 3 年 4 月

摂津市上下水道部

第1条 適用

1. 本仕様書は、摂津市上下水道部が所管する設備のうち、水道施設に関する点検整備業務、その他これらに類する委託業務に適用する。
2. 本仕様書に特に定めがない事項については、摂津市土木工事共通仕様書、委託業務等共通仕様書（以下あわせて両図書を「共通仕様書」という。）と大阪府広域水道企業団の設備工事共通仕様書、測量・設計共通仕様書、大阪府の土木請負工事及び委託必携及び電気機械設備工事共通仕様書（以下あわせてこれらの図書を「その他の共通仕様書」という。）の規定によること。

第2条 諸法令等の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令、基準等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運用・適用は、受注者の責任と費用負担において行われなければならない。

なお、主な法令、基準等は以下に示すとおりである。

(1) 法令

労働基準法

労働安全衛生法

大気汚染防止法

騒音規制法

水質汚濁防止法

振動規制法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

電気事業法

消防法

(2) 基準等

日本工業規格（JIS）

日本電機工業会規格（JEM）

機械・電気設備請負工事必携（大阪府都市整備部）

電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）

第3条 用語の定義

1. 「点検業務」とは、設備の偶発的損傷、構造的損傷及び経年劣化、老朽化、陳腐化等による機能の損失を未然に防止するための確認を行うもので、点検結果による計画的な整備、修理、改造等の資料を得るとともに設備の信頼性の確認を行うものである。
2. 「整備業務」とは、設備の故障・損傷等の予防のため、定期的又は点検結果に基づき清掃、調整、給油、部品交換等を行うものである。
3. 「発注者」とは、摂津市をいう。
4. 「受注者」とは、業務委託等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
5. 「監督員」とは、発注者の指定する職員をいう。
6. 「責任者」とは、受注者における業務の指揮監督を行う者で、受注者が置いたものをいう。
7. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
8. 「質問回答書」とは、質問受付時に設計図書に対して入札参加者が提出した質問へ発注者が回答する書面をいう。
9. 「特記仕様書」とは、上水道保守点検整備等委託共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。
10. 「図面」とは、入札等に際して発注者が示した設計図をいう。
11. 「金抜設計書」とは、発注者が示す金額を記載していない設計書をいう。

第4条 業務の着手

受注者は、契約締結後速やかに着手届を提出しなければならない。

第5条 業務実施計画書（工程表）

受注者は、工程表を所定の様式に基づき作成し発注者に提出

すること。

第6条 業務計画書

1. 業務責任者は、業務着手前に業務を完了するために必要な手順や手法等についての業務計画書を監督員に提出すること。

責任者は、業務計画書を遵守し業務を履行すること。

この場合、責任者は業務計画書に以下の事項について記載し、監督員がその他の項目について補足を求めた場合に追記すること。

なお、記載内容について、責任者は監督員と協議のうえ、記載内容を一部省略することができる。

- (1) 業務内容
- (2) 工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 作業方法
- (7) 作業管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通整理
- (11) 環境対策
- (12) その他

2. 責任者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出すること。

第7条 業務報告書

業務報告書には、次の事項について記載するものとする。なお、業務に該当しないと判断される項目は、監督員と協議の上、省略することができる。

- (1) 確定仕様書
- (2) 実施工程表

- (3) 図面
- (4) 点検・整備記録（点検項目、判定、処置方法、整備の仕様、所見、総括等）
- (5) 交換部品一覧表（使用品規格、数量等）
- (6) 業務日報
- (7) 確認書
- (8) 業務写真
- (9) 緊急時連絡先
- (10) その他

第8条 点検・業務記録

1. 受注者は、業務完了後に点検の記録を適切に記録した、点検履歴を作成し、監督員に提出するものとする。
2. 受注者は、不良、不具合箇所があった場合には、速やかに監督員に報告の上、監督員の指示を受けるものとする。また、その状況、処置及び注意事項を取りまとめの上、報告書を提出するものとする。

第9条 打合せ等

1. 業務を適性かつ円滑に実施するため、責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等をよく理解するものとし、その内容についてはその都度受注者が協議書に記録し、相互に確認すること。
2. 業務着手時及び設計図書で定める作業の区切りにおいて、責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について責任者が協議書に記録し、相互に確認すること。
3. 受注者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合、すみやかに監督員と協議すること。

第10条 段階確認

1. 受注者は、設計図書において、監督員の段階確認を指定された作業については、段階確認を受けなければならない。
なお、段階確認時において、監督員に不備を指摘された場合、直ちに是正を行い、再確認を受けること。

2. 受注者は、監督員による段階確認に必要な準備、人員及び資機材等の提供を行わなければならない。
3. 監督員による段階確認の時間は、監督員の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

第11条 後片付け

受注者は、業務の全部又は一部の完了時には、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけかつ撤去し、現場及び作業にかかる部分を清掃し、原状回復すること。ただし、設計図書において存置するとした場合を除く。また、検査等に必要な足場、はしご等は監督員の指示に従って存置し、検査の終了後、撤去すること。

第12条 事故発生報告

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報し、その指示に従うこと。

第13条 書法令の遵守

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は受注者の責任において行うこと。

第14条 作業時間の変更

1. 受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、予め受注者と協議すること。
2. 受注者は、設計図書に定められていない場合で兵長日及び夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出すること。

第15条 検便

1. 受注者は、浄水場で1か月間にのべ5日以上業務に従事するときは、その前に作業員に対して、水道法第21条に規定する健康診断（検便）を実施し、証明書を監督員に提出しなければならない。ただし、工事に従事する日か

ら6か月前までの間に会社等において上記の健康診断を実施している場合は、その証明書を提出すること。

また、従事中の健康診断は、上記の健康診断の日から6か月に1回実施すること。

検便検査項目は、腸チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌（O-157）、その他必要により指示する項目とする。

2. 証明書は基本的に原本を提出すること。ただし、他工事で提出している者にあつては、その写しに原本の所在先を明記の上、提出すること。
3. 上記の外、監督員が水道法上必要と判断し、臨時に検査を求めた場合は、臨時の健康診断を実施し、証明書を提出すること。

第16条 提出書類

受注者は、指定期日までに「提出書類一覧」により、関係書類を監督員に提出すること。

第17条 保守・点検業務における受注者責任

1. 受注者は契約書及び設計図書に基づき、常に受注者の責任において、保守・点検業務を完全に実施しなければならない。
2. 受注者の過失により機器その他の既存施設を故障、又は損傷させたときは、監督員の指示に従い受注者の責任において速やかに現状に回復させなければならない。

第18条 機器の運転・休止等

1. 施設機器の運転、停止操作は、原則として発注者により行うものとし、受注者が独断で行ってはならない。
2. 摂津市施設は24時間稼働しており、運転管理に支障のないよう作業を行うとともに、作業時間は出来る限り短縮すること。

第19条 業務の開始・終了の連絡

受注者は、作業開始及び終了時、必ず監督員に連絡すること。